

議案第 37 号

飛騨市公民館条例の一部を改正する条例について

飛騨市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市神岡町公民館東分館の廃止に伴う改正

飛驒市公民館条例の一部を改正する条例

飛驒市公民館条例（平成17年飛驒市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条中「指定の手続き」を「指定手続等」に改める。

別表 3 飛驒市神岡町公民館分館の表飛驒市神岡町公民館東分館の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（飛驒市使用料徴収条例の一部改正）
- 2 飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1 公の施設の使用料(1)公民館施設イ公民館分館の表神岡町公民館東分館の部を削る。

飛騨市公民館条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案												
<p>第1条～第6条 略 (指定の手続き)</p> <p>第7条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、飛騨市公の施設に係る指定管理者の<u>指定の手続き</u>に関する条例（平成16年飛騨市条例第272号）に基づき指定するものとする。</p> <p>第8条～第22条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飛騨市公民館 略 2 飛騨市古川町公民館分館 略 3 飛騨市神岡町公民館分館 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市神岡町公民館釜崎分館</td> <td>飛騨市神岡町釜崎847番地</td> </tr> <tr> <td>飛騨市神岡町公民館東分館</td> <td>飛騨市神岡町殿1020番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛騨市神岡町公民館釜崎分館	飛騨市神岡町釜崎847番地	飛騨市神岡町公民館東分館	飛騨市神岡町殿1020番地	<p>第1条～第6条 略 (指定の手続き)</p> <p>第7条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、飛騨市公の施設に係る指定管理者の<u>指定手続等</u>に関する条例（平成16年飛騨市条例第272号）に基づき指定するものとする。</p> <p>第8条～第22条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飛騨市公民館 略 2 飛騨市古川町公民館分館 略 3 飛騨市神岡町公民館分館 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市神岡町公民館釜崎分館</td> <td>飛騨市神岡町釜崎847番地</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛騨市神岡町公民館釜崎分館	飛騨市神岡町釜崎847番地	_____	_____
名称	位置												
飛騨市神岡町公民館釜崎分館	飛騨市神岡町釜崎847番地												
飛騨市神岡町公民館東分館	飛騨市神岡町殿1020番地												
名称	位置												
飛騨市神岡町公民館釜崎分館	飛騨市神岡町釜崎847番地												
_____	_____												

(附則第2項) 飛騨市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

u003c/div>

現 行					改正案						
本則・附則 略 別表第1 略 別表第2 (第2条関係) 1 公の施設の使用料 (1) 公民館施設 ア 公民館 略 イ 公民館分館					本則・附則 略 別表第1 略 別表第2 (第2条関係) 1 公の施設の使用料 (1) 公民館施設 ア 公民館 略 イ 公民館分館						
公の施設 の名称	区分	使用料			備考	公の施設 の名称	区分	使用料			備考
		午前	午後	夜間				午前	午後	夜間	
		8 : 30 —	13 : 00 —	18 : 00 —				8 : 30 —	13 : 00 —	18 : 00 —	
		12 : 00	17 : 00	22 : 00				12 : 00	17 : 00	22 : 00	
古川町千代の松原公民館の部～神岡町公民館釜崎分館の部 略					古川町千代の松原公民館の部～神岡町公民館釜崎分館の部 略						
神岡町 公民館 東分館	公民館備品等 倉庫	10㎡につき日額5円				_____	_____	_____			
備考 略 以下 略					備考 略 以下 略						

4

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市公民館条例の一部を改正する条例について
担当部	教育委員会事務局
提案理由	飛騨市神岡町公民館東分館の廃止に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の背景及び内容】</p> <p>神岡町公民館東分館（旧神岡東小学校体育館部分）は、これまで公民館倉庫として市民の地域活動に使用する備品を収納してきたが、令和6年4月から東京大学研究機関の作業施設として貸し付けるため、行政利用を廃止し普通財産に用途変更することから、当該施設を条例の規定から削除するもの。</p> <p style="text-align: right;">（別表及び附則第2項関係）</p>
市民への影響等	公民館倉庫に替わる代替施設を提供し、現利用者の備品は移転したため影響なし。
施行日	令和6年4月1日
備考	